

三次市教育委員会議案第1号

三次市文化財保護委員会の委員の委嘱について

三次市文化財保護委員会規則(平成16年三次市教育委員会規則第36号)第3条第1項の規定により、別紙の者に三次市文化財保護委員会の委員を委嘱することについて、議決を求める。

平成27年4月28日提出

三次市教育委員会教育長職務代理者 沖 田 稔